平成２２年（フ）第１４５５１号
東京都世田谷区大蔵４丁目３番９号
破産者　小樽工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４８号
埼玉県坂戸市大字青木823番地
破産者　有限会社関繁産業
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８６１号
横浜市南区中村町２丁目127番地の24
破産者　株式会社富永工務店
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目63番地
破産者　株式会社横須賀酒販モチヅキ
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２１号
神奈川県厚木市妻田南１丁目23番14―401号
破産者　有限会社エムエートレーディング
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８２５号
名古屋市千種区天満通２丁目45番地２
破産者　有限会社ＴＩＭＥＲ
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８４号
名古屋市西区鳥見町１丁目27番地
破産者　合資会社玉木塗装工業
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
神戸市灘区大石東町３丁目４番６号
破産者　株式会社オーエステック
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
沖縄県名護市字田井等650番地の３
破産者　有限会社大城土木
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１５５号
青森県つがる市木造蓮川宝船132番地１
破産者　有限会社高橋電子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割524番地１
破産者　有限会社食彩和煌
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０１号
横浜市港北区日吉６丁目９番27号
破産者　有限会社トップギケン
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
岐阜市北一色10丁目17番７号
破産者　株式会社渡邊事務所
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
愛媛県松山市鴨川３丁目８番２号
破産者　有限会社大水工業
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０７号
さいたま市北区日進町２丁目1309番地の３
破産者　有限会社日建興業
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０８号
さいたま市北区日進町２丁目1309番地の３
破産者　日建電気工事株式会社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
千葉県茂原市小林1978番地の49
破産者　財団法人茂原市学校給食公社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
静岡県榛原郡川根本町下長尾336番地
破産者　小林建設有限会社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１１号
群馬県館林市富士原町1091番地の21
破産者　株式会社アイアート
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９号
群馬県館林市足次町1182番地
破産者　有限会社森川製作所
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４９５号
名古屋市守山区大森３丁目205番地
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２４号
東京都新宿区新宿２丁目８番１―602号
破産者　株式会社キヤリアプロセス
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４６号
大阪市港区市岡４丁目５番２号
破産者　有限会社アスティロン
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部